

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化や核家族化、就業する女性の増加、そして地域連帯の希薄化など、社会の構造的変化により、家庭や地域において子どもを養育する機能が低下しています。

子育てに不安や負担、孤立感を感じることも多くなっており、将来的に子どもの健全な成長に大きな影響を与えることが懸念されています。

このような状況の中では、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、子どもを未来の希望ととらえ、子育てについて理解を深め、子育ての担い手となって、子どもや保護者を支えていくことが大切です。

このため、本計画では、これまでの次世代育成支援行動計画や第1期子ども・子育て支援事業計画における基本理念を継承しながら、「安心して子育てをすることができる町」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

「安心して子育てをすることができる町」をめざし、子どもたちが家族や地域の人達の温かい愛情に包まれながら健やかに生まれ育ち、そして、子どもたちを見守るすべての人たちが、子どもとのふれあいの中で喜びや生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域ぐるみで子ども・子育て支援を推進していきます。

基本理念

安心して子育てをすることができる町

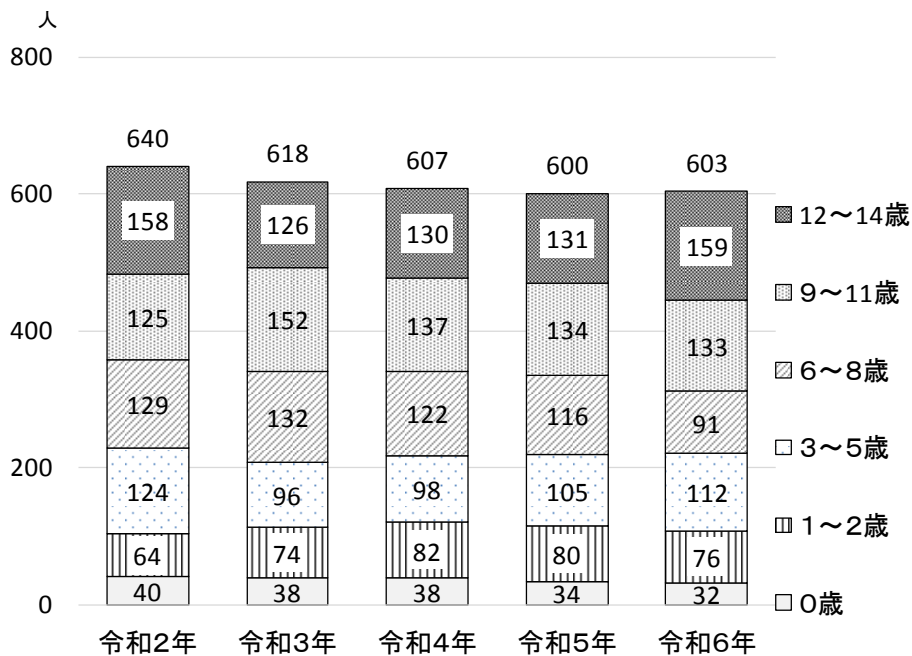
2 子どもの人口の推計

本計画の計画期間である令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの子どもの人口を推計したところ、令和6（2024）年度では、0歳が32人、1～2歳が76人、3～5歳が112人、6～8歳が91人、9～11歳が133人、12～14歳が159人、あわせて603人となりました。

これは、過去5年間の住民基本台帳人口をもとに、年齢1歳区分でコーホート変化率法により推計したものです。

本計画では、この推計結果をもとに、幼児教育・保育事業等の量の見込みを算出しています。

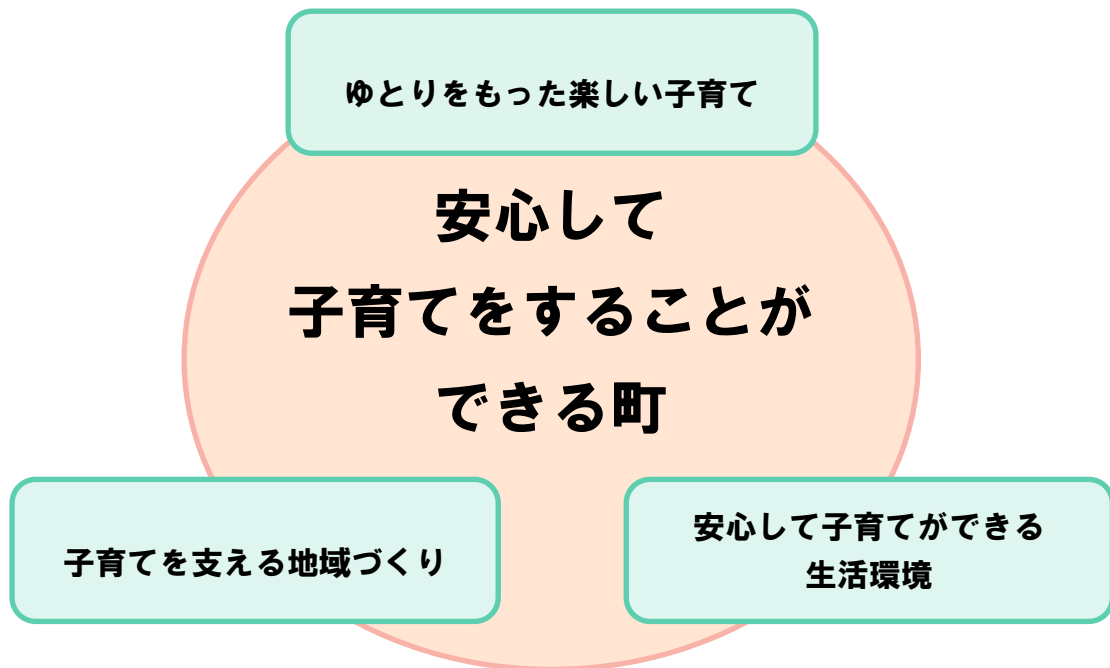
子どもの人口の推計（各年4月現在）



3 基本目標

本計画では、基本理念「安心して子育てをすることができる町」を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、取り組みを推進していきます。

3つの基本目標



(1) ゆとりをもった楽しい子育て

家庭は子どもにとって心から安心できる場所であると同時に、初めて接する社会でもあり、大切な役割を担っています。

しかし、核家族の増加や地域とのつながりの希薄化などにより、育児不安を抱え、孤立感を感じる子育て家庭が増えています。

保護者が子どものしつけにゆとりを持ってしっかりと関わり、子育てが安全かつ快適にできるよう、妊娠早期から出産期、子育て期にいたるまでの一貫した健康支援、子育て支援、経済的支援に努めます。

(2) 子育てを支える地域づくり

都市化の進行や核家族化の進展等に伴い、人と人との結びつきが薄れる中で、子どもの社会的経験が少ないまま成長することが懸念されます。また、子どもが被害者となる痛ましい事故や犯罪も発生しており、地域の子育て力を強化・発展させていくことが求められています。

このため、異世代間交流や、大人から学ぶ体験をすることで地域の人々とのつながりを形成し、まちづくりの様々な分野で、地域での見守りや支援につながるよう努めます。

(3) 安心して子育てができる生活環境

子どもを安心して生み育てるためには、仕事と子育てが両立できる環境があり、公共空間が親子連れで訪れやすいよう配慮されていることが大切です。また、障がい児が療育を受けながら地域で暮らしていける環境があることも重要です。

このため、保育サービスを充実するとともに、子どもや子育てを考えた施設づくり、さらには、障がい児支援の充実などに努めます。

4 施策推進上の視点

本計画は、次の5つの視点を踏まえながら推進していきます。

(1) 子ども自身の尊重

子育て支援サービス等により影響を受ける多くは子ども自身であることから、子ども・子育て支援の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重して、取り組みを進めます。

(2) 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、子育て家庭だけでなく、子育て中の町民が働く職場、行政、関係機関が一丸となって、働き方改革を進め、子どもを生み、育てやすい社会づくりを進めます。

(3) 0歳から中学卒業に至る一貫教育・保育の推進

0歳児から身近な地域で保育を受けられる体制を整備し、小学校と密接に連携を取りながら、0歳児からの保育が、3歳児からの教育・保育、小中学校の教育へとつながる一貫した教育・保育をめざします。

(4) すべての子どもと家庭への支援

発達障がい児や、社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化に十分対応できるよう、関係機関が相互に連携し、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

(5) 支援を担う人材の確保

教育・保育は、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員をはじめ、調理、養護、看護、事務・用務など、様々な職種の職員が組織で働くことによって成り立っており、長期的な人材の育成・確保を図るとともに、子育て支援サービスを担うボランティアの継続的な養成を進めます。

5 施策の体系

本計画は、以下の体系に基づき、施策を推進します。

施策の体系

